

第2回

議会議員・農業委員会の委員の 定数及び任期等の取扱い小委員会

会議資料



日時：平成20年6月26日（木）午前9時30分から

場所：野尻町役場2階大会議室

小林市・高原町・野尻町合併協議会

第2回議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会 会 議 次 第

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 小委員会の運営について

(1) 公開・非公開について

(2) 会議録署名委員の指名

4 協 議

(1) 議会の議員の定数及び任期等について

(2) 農業委員会の委員の定数及び任期等について

(3) 議会議員・農業委員取扱い小委員会臨時開催について

5 その他

確認事項について

○小委員会先進地視察研修について

○次回以降小委員会開催について

6 閉 会

< 目 次 >

- ① 第1回議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会
会議次第・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- ② 会議資料目次・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- ③ 協議 (1) 議会の議員の定数及び任期等について・・・・・・・・ P 3～5
- ④ 参考資料 試算条件・・・・・・・・ P 6
- ⑤ 参考資料 特例別選挙執行経費及び議員人件費比較表・・・・・・・・ P 7～8
- ⑥ 参考資料 在任特例適用時の議場候補地について・・・・・・・・ P 9
- ⑦ (別冊) 参考資料 特例別議会議員選挙執行経費・・・・・・・・ 別冊
- ⑧ 参考資料 合併新法下で編入合併した自治体の議員特例の適用状況・・ P 10
- ⑨ 協議 (2) 農業委員会の議員の定数及び任期等について・・・・・・・・ P 11～12
- ⑩ 参考資料【財政効果】 農業委員会の設置と選挙委員の報酬からみた比較
・・・・・・・・ P 13
- ⑪ (別紙) 合併後の選択による財政シミュレーション・・・・・・・・ 別紙1～3
- ⑫ 参考資料 農業委員会委員 原則・特例比較表・・・・・・・・ P 14
- ⑬ 関係法令・・・・・・・・ P 15～17
- ⑭ 参考資料 各市町農業委員会委員名簿・・・・・・・・ P 18
- ⑭ 協議 (3) 議会議員・農業委員取扱い小委員会臨時開催について・・ P 19
- ⑮ 確認事項・・・・・・・・ P 19

協 議

(1) 議会の議員の定数及び任期等について

①特例を適用しない(原則)

- a. 編入する小林市の現議会議員定数24名を継続する。☞H23.4まで残任
▶編入される高原町、野尻町の議会議員は合併日前日をもって失職。

b. 地方自治法第91条適用

- ▶合併後の新小林市人口に応じた議員の法定上限数30人まで変更可能。
ただし、条例改正(議員定数・選挙区等)が必要。
条例改正の時期によって次の4パターンが想定される。

(i)合併期日までに条例改正を実施

高原町・野尻町それぞれに選挙区を設置し増員選挙を実施する場合

- ※小林市現議員はそのまま継続(24名)
法定上限数30名-24名=6名を高原町、野尻町選挙区でそれぞれ選出する。

高原町議員定数10名	(条例改正後)	3名
野尻町議員定数10名	→	3名
計20名		6名

(i)合併期日までに条例改正を実施

高原町・野尻町を併せてひとつとした選挙区を設置し増員選挙を実施する場合

- ※小林市現議員はそのまま継続(24名)
法定上限数30名-24名=6名を高原・野尻合同選挙区より選出する。

(定数の 例改正)	高原町議員定数10名	(条例改正後)	条
	野尻町議員定数10名	→	
	計20名		計6名

(選挙区 条例改正)	高原町選挙区	(条例改正後)	高原・野尻選挙区	の
	野尻町選挙区	→		

(i) 合併期日までに条例改正を実施

合併後、新小林市選挙区として増員選挙を実施する場合

※小林市現議員はそのまま継続（24名）

法定上限数30名－24名＝6名を新小林市選挙区より選出する。

(定数の条例改正)

合併前に新小林市選挙区（旧小林市・旧高原町・旧野尻町）より6名選出する

内容の条例改正。

(選挙区 例改正)	小林市選挙区 高原町選挙区 野尻町選挙区	(条例改正後) →	新小林市選挙区	の条
--------------	----------------------------	--------------	---------	----

(ii) 合併期日までに定数等を検討し、合併後、条例改正を実施

合併後、選挙なし。その後の一般選挙にて新定数（30名）で選挙。

※小林市現議員はそのまま継続（24名）⇨H23.4まで残任

(定数の条例改正)

合併後に新小林市選挙区（旧小林市・旧高原町・旧野尻町）より30名選出する

内容の条例改正。

②特例を適用する場合

定数特例

a. 合併特例法第8条第2項

▶編入する小林市議会議員の残任期間（H23.4）に限り、特例定数（高原町6名・野尻町5名）を小林市議員の定数に加えた人数をもって、合併後の新市議員定数にすることができる。

小林市議員定数24名 ＋ 特例定数11名（高原町6名・野尻町5名）＝35名

b. 合併特例法第8条第3項(増員選挙)

▶合併特例法第8条第2項を適用する場合、編入される2町の区域をもって選挙区を設けることができ、その選挙区において選挙すべき議員定数は高原町6名、野尻町5名。

小林市議員は残任のため選挙なし。

※任期は小林市議員の残任期間まで。その後の一般選挙からは新小林市を1選挙区として選挙され、その定数は24名。

c. 合併特例法第8条第5項（特例定数の継続）

▶合併特例法第8条第2項及び同条第5項を適用する場合において、合併協議により、新市誕生後最初の一般選挙においても、同様の特例定数を用いることができる。

合併後

旧高原町選挙区（定数6名）及び旧野尻町選挙区（定数5名）において増員選挙
旧小林市議員は選挙なし（24名残任）

合併後最初の一般選挙

旧高原町選挙区（定数6名）及び旧野尻町選挙区（定数5名）にて選挙
旧小林市選挙区（定数24名）にて選挙

次の一般選挙

新小林市選挙区（定数24名）にて選挙

在任特例

a. 合併特例法第9条第1項第2号

▶合併後、編入される高原町、野尻町議員は、編入する小林市議会議員の残任期間（H23.4）に限り、新市議員として在任することができる。

小林市議員定数24名 + 特例定数20名（高原町10名・野尻町10名）= 44名

b. 合併特例法第9条第3項

▶在任特例を適用した場合も、合併後最初に行われる選挙において定数特例を適用することができる。

合併後

旧小林市議員（定数24名）及び旧高原町議員（定数10名）並びに旧野尻町議員（定数10名）はそのまま在任（H23.4まで）

合併後最初の一般選挙

旧高原町選挙区（定数6名）及び旧野尻町選挙区（定数5名）にて選挙
旧小林市選挙区（定数24名）にて選挙

次の一般選挙

新小林市選挙区（定数24名）にて選挙

(参考資料)

特例別選挙執行経費及び議員人件費比較表①

※人件費・・・報酬額及び期末手当

区 分		H22.4~H23.4 (13月)	H23.5~H27.4 (48月)	合 計
(1) 地方自治法原則 ア 編入される議員失職 定数 24 名	選挙経費	52,730,000 円	52,730,000 円	105,460,000 円
	人件費	144,083,000 円	540,981,000 円	685,064,000 円
	合 計	196,813,000 円	593,711,000 円	790,524,000 円
イ 地方自治法第 91 条適用 ①合併までに条例改正 (a) 2 町それぞれ選挙区設置 定数 30 名と仮定	選挙経費	81,048,000 円	56,556,000 円	137,604,000 円
	人件費	179,813,000 円	675,133,000 円	854,946,000 円
	合 計	260,861,000 円	731,689,000 円	992,550,000 円
イ 地方自治法第 91 条適用 ①合併までに条例改正 (b) 2 町併せて 1 選挙区設置 定数 30 名と仮定	選挙経費	77,378,000 円	56,556,000 円	133,934,000 円
	人件費	179,813,000 円	675,133,000 円	854,946,000 円
	合 計	257,191,000 円	731,689,000 円	988,880,000 円
イ 地方自治法第 91 条適用 ①合併までに条例改正 (c) 新小林市選挙区設置 定数 30 名と仮定	選挙経費	97,809,000 円	56,556,000 円	154,365,000 円
	人件費	179,813,000 円	675,133,000 円	854,946,000 円
	合 計	277,622,000 円	731,689,000 円	1,009,311,000 円
イ 地方自治法第 91 条適用 ②合併後条例改正 定数 30 名と仮定	選挙経費	56,556,000 円	56,556,000 円	113,112,000 円
	人件費	144,083,000 円	675,133,000 円	819,216,000 円
	合 計	200,639,000 円	731,689,000 円	932,328,000 円

(参考資料)

特例別選挙執行経費及び議員人件費比較表②

※人件費・・・報酬額及び期末手当

区 分		H22.4~H23.4 (13月)	H23.5~H27.4 (48月)	合 計
(2) 合併新法における特例				
ア 定数特例				
定数 小林市 24名	選挙経費	80,048,000円	52,730,000円	132,778,000円
高原町 6名	人件費	209,588,000円	24名 540,981,000円	750,569,000円
野尻町 5名	合 計	289,636,000円	593,711,000円	883,347,000円
イ 定数特例を2回				
定数 小林市 24名	選挙経費	93,226,000円	52,730,000円	145,956,000円
高原町 6名	人件費	209,588,000円	786,925,000円	996,513,000円
野尻町 5名	合 計	302,814,000円	839,655,000円	1,142,469,000円
ウ 在任特例				
	選挙経費	52,730,000円	52,730,000円	105,460,000円
	人件費	263,181,000円	24名 540,981,000円	804,162,000円
	小林市議場議席設置費等	選択 (※1) 2,203,000円	0円	2,203,000円
定数 小林市 24名	他施設使用時(リース)	(※2) 4,145,000円	0円	4,145,000円
高原町 10名	合 計	(※1) 318,114,000円	593,711,000円	911,825,000円
野尻町 10名		(※2) 320,056,000円	593,711,000円	913,767,000円
エ 在任特例+定数特例				
	選挙経費	65,546,000円	52,730,000円	118,276,000円
	人件費	263,181,000円	786,925,000円	1,050,106,000円
	小林市議場議席設置費等	選択 (※1) 2,203,000円	0円	2,203,000円
定数 小林市 24名	他施設使用時(リース)	(※2) 4,145,000円	16,580,000円	20,725,000円
高原町 10名	合 計	(※1) 330,930,000円	839,655,000円	1,170,585,000円
野尻町 10名		(※2) 332,872,000円	856,235,000円	1,189,107,000円

(参考資料)

在任特例適用時の議場候補地について

(小林市)

施設名	収容可能	H19 年度使用者数	H19 年度空き日数 (議会開催月)				影響の有無
			3月	6月	9月	12月	
中央公民館	○	19,719 名	3月	6月	9月	12月	有
			4	6	1	5	定期予約あり。住民の使用頻度が高い。

(高原町)

施設名	収容可能	H19 年度使用者数	H19 年度空き日数 (議会開催月)				影響の有無
			3月	6月	9月	12月	
総合保健福祉センター ほほえみ館神武ホール	○	3,159 名	3月	6月	9月	12月	有
			17	21	19	20	使用1日につき45,000円の委託料要。 使用1日につき50,000円の使用料要。

(野尻町)

施設名	収容可能	H19 年度使用者数	H19 年度空き日数 (議会開催月)				影響の有無
			3月	6月	9月	12月	
農村環境改善センター	○	10,788 名	3月	6月	9月	12月	有
			0	0	0	0	定期予約あり。住民の使用頻度が高い。

(2) 農業委員会の委員の定数及び任期等について

●編入合併（小林市が高原町、野尻町を編入する）の場合

①合併後 1 農業委員会を設置（原則）

編入される市町村の農業委員会は廃止され（したがって、編入される農業委員会の選挙委員、選任委員とともに身分を失い）、編入した市町村につき1 個の農業委員会となる。（編入した市町村の農業委員会は、そのまま存続し、当該市町村の農業委員会の農業委員の身分は選挙委員、選任委員ともに変動しない。）

②合併後 1 農業委員会を設置（在任特例）

市町村合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙委員であって当該合併後の新市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるもの（すなわち、編入される側の市町村の選挙委員）は、合併関係市町村の協議により 40 人以内の範囲で定めた数の者に限り、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の選挙委員の残任期間は、引き続き合併後の新市町村の選挙委員として在任することができる。（40 人を超える場合は、これら関係委員全員の間選により、合併後の新市町村の選挙委員として在任する者を選出する。）

なお、この特例措置は、合併関係市町村の協議（協議は合併関係市町村の各議会の議決を経なければならない。また、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。）により講ずることができる。

選任委員については、編入した農業委員会の選任委員は、引き続き存続するが、編入された農業委員会の選任委員は、失職する。

- ・「市町村合併の特例等に関する法律」第 11 条第 1 項、第 2 項

③合併後 2 つ以上の農業委員会を設置（原則）

合併後の新市町村が、農業委員会等に関する法律施行令第 2 条の 2 に規定する要件を満たした場合（市町村区域面積が 24,000ha を超える、または農地面積 7,000ha を超える）は、新市町村に 2 つ以上の農業委員会を設置することができる。（この場合、その市町村の廃置分合の日から 50 日以内に、その各農業委員会ごとに設置による選挙委員の一般選挙を行わなければならない。選任委員については、各委員会ごとに合併の日を選任する。）

- ・「農業委員会等に関する法律」第 3 条第 2 項

④合併後 2 つ以上の農業委員会を設置（在任特例）

合併後 2 つ以上の農業委員会を設置する場合、各農業委員会ごとに選挙委員の任期等に関する在任特例がある。

この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村（編入した市町村）は、新たに設置された合併市町村とみなされる。

なお、この場合の選任委員については、合併の日併せて選任することとなる。

- ・「市町村の合併の特例等に関する法律」第 11 条第 3 項

⑤合併後従前の区域どおりに複数の農業委員会を設置（特例）

合併後の新市町村が、前述③で述べた要件を満たした場合（市町村区域面積が24,000haを超える、または、農地面積が7,000haを超える）であって、新市町村に置かれる2つ以上の農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなる場合は、それらの農業委員会は、新市町村の農業委員会となってそのまま存続することとができる。（農業委員会の選挙委員、選任委員の身分もそのまま存続する。）

- ・「農業委員会等に関する法律」第3条第2項、第34条第2項

【財政効果】 農業委員会の設置と選挙委員の報酬からみた比較

区 分		報 酬 (合併後10年間)	積算根拠	報酬の比較 (⑤の額との比較)	備 考
(1) 1つの農業委員会を設置	①原則	153,540,000円	別紙1	△124,380,000円 (①-⑤)	
	②在任特例	226,620,000円	別紙1	△51,300,000円 (②-⑤)	
(2) 2つ以上の農業委員会を設置	i) 従前の市町村区域と異なった区域ごとに設置(※1)	③原則(設置選挙) 244,440,000円	別紙2	△33,480,000円 (③-⑤)	
		④在任特例 247,572,000円	別紙2	△30,348,000円 (④-⑤)	
	ii) 従前の市町村区域ごとに設置(※2)	⑤境界変更特例 277,920,000円	別紙3	0円	

※ (1) 法12条1号委員、2号委員の報酬を除いて試算

(2) ②、④の在任特例期間を12月と仮定

(3) 選挙委員の定数

ア) 1つ以上の農業委員会を設置する場合：定数40名と仮定

イ) 2つ以上の農業委員会を設置する場合①(※1)の場合、農業委員会の設置数を2、各農業委員会の定数を23名と仮定

②(※2)の場合、農業委員会の設置数は3であり、定数は現行のとおり

農業委員会委員原則・特例比較表

区 分		選挙委員			選任委員	要件等	(根拠法令)	
		選出方法等	定 数	任 期				
合併後の新市に1つの農業委員会を置く場合	原則	編入した市町村の委員は存続。編入された市町村の委員は失職。	編入した市町村の従前の定数	編入した市町村の従前の委員の残任期間	編入した市町村の委員は存続。編入された市町村の委員は失職。	—	農委法第3条第1項	
	在任特例	存続。ただし、右記の定数を超えるときは、選挙委員全員で互選。	編入した市町村の従前の定数+協議により40を超えない範囲で定めた数	編入した市町村の従前の委員の残任期間	編入した市町村の委員は存続。編入された市町村の委員は失職。	—	農委法第3条第1項 合併特例法第11条 第1項第2号及び第2項	
合併後の新市に2以上の農業委員会を置く場合	従前の区域と異なった区域ごとに委員会を置く場合	原則	各委員会ごとに選挙	各委員会ごとに条例で定める数	3年	新たに選任	新市の区域面積24,000haまたは農地面積7,000haを超えること。	農委法第3条第2項 公選法第33条第3項
		在任特例	存続。ただし、右記の定数を超えるときは、選挙委員全員で互選	協議により各委員会ごとに80を超えず10を下らない範囲で定めた数	合併後1年を超えない範囲で協議で定める	新たに選任	新市の区域面積24,000haまたは農地面積7,000haを超えること。	農委法第3条第2項 合併特例法第11条 第3項
	従前の区域ごとに委員会を置く場合	特例	従前の市町村の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続	従前の定数	従前の各委員会の委員の残任期間	従前の市町村の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続。	新市の区域面積24,000haまたは農地面積7,000haを超えること。	農委法第3条第2項 農委法第34条第2項

関係法令

○農業委員会等に関する法律

(設置)

- 第3条** 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。
- 2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。
- 3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。
- 4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。
- 5 その区域内の農地面積（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が調つたものの区域内の農地面積（生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の生産緑地地区の区域内の農地面積を除く。）を除く。）が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は当該市町村に農業委員会を置かないことができる。
- 6 市町村長は、第2項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第3項又は第4項の場合にあつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

(境界の変更の場合の特例)

- 第34条** 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。
- 2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

○市町村合併の特例等に関する法律

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第 11 条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては八十を超えない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては四十を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

1. 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後 1 年を超えない範囲で当該協議で定める期間
2. 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 7 条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第 3 条第 2 項の規定により合併市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第三 35 条第 1 項の規定により地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第 34 条の規定の適用がある場合を除いて、前 2 項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

○公職選挙法

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第 33 条 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙又は長の任期満了に因る選挙は、その任期が終る日の前 30 日以内に行う。

2 地方公共団体の議会の解散に因る一般選挙は、解散の日から 40 日以内に行う。

3 地方公共団体の設置による議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第 6 条の 2 第 4 項又は第 7 条第 7 項の告示による当該地方公共団体の設置の日から 50 日以内に行う。

協 議

(3) 議会議員・農業委員取扱い小委員会臨時開催について

日 時：平成20年7月14日（月） 午後1時30分～
場 所：小林市役所4階大会議室

確認事項

○ 議会議員・農業委員取扱い小委員会委員 先進地視察研修について

日 時：平成20年7月8日（火）～7月9日（水）
場 所：宮崎県 延岡市、大分県 大分市

○ 第3回議会議員・農業委員取扱い小委員会開催について

日 時：平成20年7月14日（月） 午後1時30分～
場 所：小林市役所4階大会議室

○ 第4回議会議員・農業委員取扱い小委員会開催について

日 時：平成20年7月31日（木） 午前9時30分～
場 所：小林市須木総合ふるさとセンター

○ 第5回議会議員・農業委員取扱い小委員会開催について

日 時：平成20年8月28日（木） 午前9時30分～
場 所：高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」研修室

○ 第6回議会議員・農業委員取扱い小委員会開催について

日 時：平成20年9月26日（木） 午前9時30分～
場 所：野尻町農村環境改善センター研修室